

富士見都市計画
区域区分の変更
(案)

埼玉県
(富士見市、ふじみ野市、三芳町)

都市計画の変更 案の縦覧	平成28年4月12日から 平成28年4月26日まで
-----------------	------------------------------

理 由 書

本理由書は、富士見都市計画区域区分の変更についての理由を示したものです。

I 富士見都市計画区域の位置等

富士見都市計画区域は、都心から約30km圏、本県の南西部に位置しています。また、富士見都市計画区域に含まれる土地の区域は、富士見市、ふじみ野市、三芳町の行政区域の全域です。

II 変更の理由

都市計画法第6条の規定により平成22年を基準年として実施した都市計画基礎調査の結果等に基づき、人口及び産業の現況や将来の見通しなどから目標年次、フレームの変更を行うものです。

III 関連する都市計画

富士見都市計画区域区分の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（埼玉県決定）

富士見都市計画区域区分の変更

富士見都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 区域区分

「総括図表示のとおり」

2. 規模

都市計画区域面積	約4,966ha
市街化区域面積	約2,018ha
市街化調整区域面積	約2,948ha

※広域都市計画圏のフレームについては別紙による。

※上記の面積は、平成22年都市計画基礎調査の結果に基づくものです。

— 理由 —

都市計画法第6条の規定により平成22年を基準年として実施した都市計画基礎調査の結果等に基づき、人口及び産業の現況や将来の見通しなどから目標年次、フレームの変更を行うものです。

なお、市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

広域都市計画圏のフレーム

(1) 広域都市計画圏の名称

県南広域都市計画圏

(2) 広域都市計画圏のフレーム

広域都市 計画圏名	都市計画区域 名	市町村名	都市計画区域内人口		市街化区域内人口			総生産額（製造業＋物流業）		
			平成22年 （基準年）	平成37年 （目標年）	平成22年 （基準年）	平成37年 （目標年）	保留 フレーム	平成22年 （基準年）	平成37年 （目標年）	保留 フレーム
			人	人	人	人	人	億円	億円	億円
県南 広域 都市 計画 圏	さいたま	さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	-
	川口	川口市	561,506	575,020	554,384	566,754	11,275	2,495	2,996	347
	蕨	蕨市	71,502	69,408	71,502	69,408		479	518	
	戸田	戸田市	123,079	122,864	123,079	122,864		1,548	1,788	
	朝霞	朝霞市	129,691	130,666	126,585	130,666		534	618	
	志木	志木市	69,611	69,616	69,239	69,616		116	150	
	和光	和光市	80,745	82,982	73,749	75,088		168	246	
	新座	新座市	158,777	157,472	145,676	147,797		859	1,153	
	富士見	富士見市	251,137	250,299	222,545	228,124		1,555	1,688	
		ふじみ野市								
		三芳町								
	春日部	春日部市	237,171	239,410	204,865	209,608		687	789	
	草加	草加市	458,247	496,872	421,961	439,671		3,913	4,586	
		八潮市								
		三郷市								
	越谷	越谷市	422,764	438,728	341,440	366,069		1,685	1,879	
		吉川市								
		松伏町								
	所沢	所沢市	341,924	344,009	290,440	293,038		970	1,058	
	合計	2,906,154	2,977,345	2,645,465	2,718,704	11,275		15,009	17,470	